議案第５４号

専決処分の報告並びに承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分した次の事件「専決第９号令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第４号）」を同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和８年１１月２日提出

嘉島町長　鍋田　平

専決第９号

令 和 ８ 年 度

嘉島町一般会計補正予算

(第４号)

専決第９号

令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第４号）

令和８年度嘉島町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，７００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，１５１，０２４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令 和 ８ 年 ９ 月 １ ８ 日専決

嘉 島 町 長　　鍋田　平

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
21 町債		697,400	6,700	704,100
	1 町債	697,400	6,700	704,100
歳入合計		10,144,324	6,700	10,151,024

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		1,134,666	9,000	1,143,666
	3 中学校費	470,951	9,000	479,951
12 予備費		41,025	△2,300	38,725
	1 予備費	41,025	△2,300	38,725
歳出合計		10,144,324	6,700	10,151,024

第　２　表　　地　方　債　補　正

変　更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	259,100	証書借入	年１０％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	２５年以内 （うち据置期間５年以内） 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等 ただし、町財政の都合により、繰上償還をなし、又は低金利債に借換えをすることができる。	265,800	証書借入	年１０％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	２５年以内 （うち据置期間５年以内） 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等 ただし、町財政の都合により、繰上償還をなし、又は低金利債に借換えをすることができる。

1　歳　入

歳入歳出補正予算事項別明細書

（款）　21 町債　　（項）　1 町債　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
12 教育債	273,900	6,700	280,600	2 学校教育施設等整備事業債	6,700	学校教育施設等整備事業債
計	697,400	6,700	704,100			

2　歳　出

（款）　9 教育費　　（項）　3 中学校費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	461,279	9,000	470,279		6,700		2,300	14 工事請負費	9,000	工事請負費
計	470,951	9,000	479,951		6,700		2,300			

（款）　12 予備費　　（項）　1 予備費

1 予備費	41,025	△2,300	38,725				△2,300			
計	41,025	△2,300	38,725				△2,300			